

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第116号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表子ども若者未来部の項中「要保護児童対策係長」を「心理支援係長」に、「母子保健係長」を「母子保健係長 発達支援係長」に改め、同表保健センターの款健康福祉部の項中「寄り添い支援係長」を「連携支援推進係長」に改める。

第5条第2項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第7号中「及び」の右に「指定難病要支援者証明事業の実施並びに」を加え、同条第2項子どもはぐくみ室の款第3号中「特定不妊治療」を「先進医療に位置付けられた不育症検査」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)